

**地域課題解決を目指す新たなプロジェクトの
事業構築支援プログラムのご案内**

(改訂版)

2014年5月

文京区新たな公共プロジェクト事務局

◇ 目 次 ◇

1.	はじめに.....	1
2.	事業構築支援プログラムの概要.....	1
	(1) 文京区の未来を考える対話の場（文京ミ・ラ・イ対話）.....	1
	(2) 文京社会起業アクション・ラーニング講座.....	1
	(3) プロジェクト支援候補プロジェクトの登録（プロジェクト登録）.....	1
	(4) プロジェクト支援（継続力向上）.....	2
	(5) プロジェクト支援（展開力向上）.....	2
	(6) 文京社会起業フェスタ.....	2
3.	事業構築プロセスと事業構築支援プログラムの対応.....	3
	(1) 事業構築プロセスと事業構築支援プログラムの対応表.....	3
	(2) Yes、No チャート.....	4
4.	プロジェクト支援.....	5
	(1) 概要.....	5
	(2) 支援の目的.....	5
	(3) 支援プロジェクト決定までの流れ.....	6
	(4) プロジェクト登録.....	7
	(5) プロジェクト支援（継続力向上、展開力向上）.....	10
	(6) プロジェクト支援の選考プロセス.....	14
	(7) プロジェクト支援の詳細スケジュール（予定）.....	16
	(8) 2015年度のプロジェクト支援の選考予定.....	16
5.	事業構築支援プログラムに関するQ&A.....	17

《本書における用語の定義》

◆ 「公共サービス」とは・・・

「地域課題解決など社会性の高いテーマに対して、地域の幅広い人たちが参画しながら、地域住民の生活に必要なサービスを提供する事業活動」のことを指します。新たな公共プロジェクトでは、公共サービスの担い手として、行政が実施する公共サービスだけでなく、ソーシャルビジネス¹、コミュニティビジネス²、NPO 活動、町会等による地域公益活動、社会テーマを重視した企業の CSV（Creating Shared Value 共有価値の創出）活動など民間の幅広い担い手を想定しています。

◆ 「事業構築」とは・・・

地域課題の解決を進めていくためには、サービスの提供者と受益者、区民、地域コミュニティ、専門家、企業、行政など多様な関係者が携わっていくことが重要です。また、その活動資金を、行政などからの助成金のみにも頼っている場合には、助成金が途切れた場合、活動の継続自体ができなくなってしまいます。

そこで、団体の活動を自立的、継続的に発展させていくためには、課題解決に携わる多様な関係者間の関係性と課題解決における役割を明確にするとともに、活動の原資となる資金（会費、寄附、スポンサーなど）確保の方法を明確にした「事業モデル」が必要となります。

この事業モデルを構築し、モデルに則った中長期的な事業計画を立案し、その実施と改善を通して、地域課題の解決を継続・発展させていく活動を「事業構築」といいます。

¹ ソーシャルビジネスとは、社会的課題をビジネスの手法を使って解決する活動を行う事業体のことをいいます。

² コミュニティビジネスとは、社会的課題をビジネスの手法を使って解決する活動を行う事業体で、その活動領域に一定の地理的範囲が存在するものをいいます。

1. はじめに

文京区基本構想では、公共サービスを提供する区民、地域活動団体、NPO、事業者等を「新たな公共の担い手」と位置付け、新たな公共の担い手と区が手を携え、互いの責任と役割を果たしながら、文京区のあるべき姿（将来像）を目指すこととしています。

区では、2013年度より対話等を通じて地域の多様な主体が関わり合いながら、地域課題の解決を図る担い手を創出し、より豊かな地域社会の実現を図るための施策として「新たな公共プロジェクト」を実施することにより、新たな公共の担い手の活動を応援しています。

2. 事業構築支援プログラムの概要

新たな公共プロジェクトでは、文京区をフィールドに地域課題解決を目指す新たな活動が、自立的、継続的に展開できるようになるための「事業構築」を、次のプログラム等を通じて応援します。

(1) 文京区の未来を考える対話の場（文京ミ・ラ・イ対話）

地域課題への理解を深めたり、地域でどのような事業が求められているかについて、専門家や実践者等からの情報提供や、参加者による対話を通して課題解決の方策を考える対話のプログラムです。（9月から開催予定。詳細は特設サイトでご案内します。）

(2) 文京社会起業アクション・ラーニング講座

社会的課題に関心を持っている方を対象に、課題解決モデルの事業化を進めるための計画づくりと、地域における試行のアクションを通して事業モデルを確立していくための連続講座です。

（10月開講予定。詳細は特設サイトでご案内します。）

(3) プロジェクト支援候補プロジェクトの登録（プロジェクト登録）

文京区をフィールドに地域課題の解決を目指す新たな活動の事業構築を支援するため、課題解決方法のアイデアが固まっている事業を対象に、以下（4）（5）のプロジェクト支援候補プロジェクトとして、プロジェクトの登録を受け付けます。登録されたプロジェクトは、プロジェクト支援を受けるための選考申込ができるほか、特設サイトにおける情報発信などを通して事業化を支援します。

(4) プロジェクト支援（継続力向上）

(3) プロジェクト支援候補プロジェクトに登録されたプロジェクトのうち、担い手創出プロジェクト支援本部³ によって選考されたプロジェクトを対象に、事業を自立的、継続的に運営していける体制と仕組みづくりを、専門家による助言や支援金の交付等により総合的に支援します。

(5) プロジェクト支援（展開力向上）

(3) プロジェクト支援候補に登録されたプロジェクトのうち、担い手創出プロジェクト支援本部によって選考されたものを対象に、事業規模の拡大や複数地域での展開に向けた運営体制の仕組みづくりを、専門家による助言や支援金の交付等により総合的に支援します。

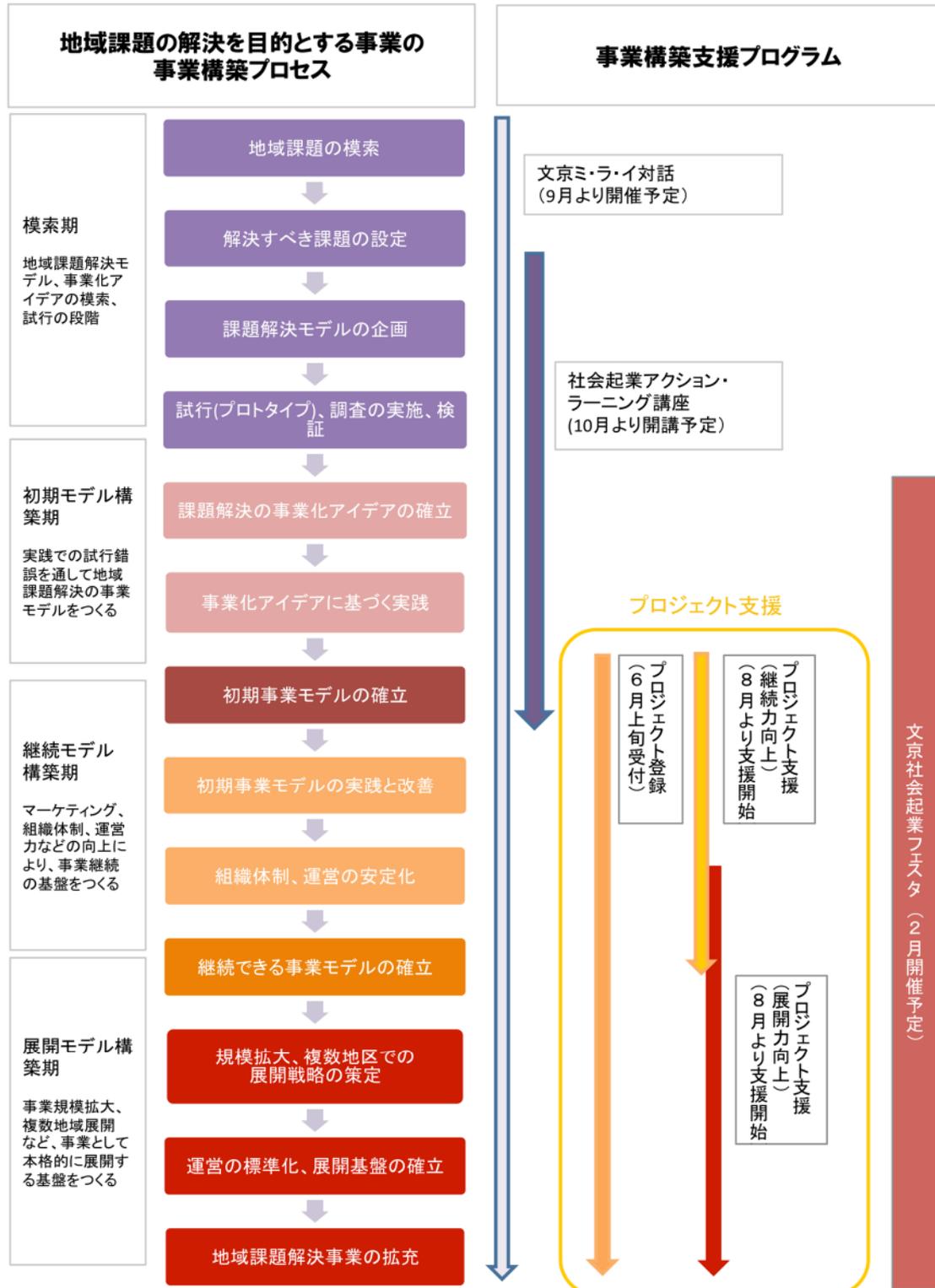
(6) 文京社会起業フェスタ

(2) 文京社会起業アクション・ラーニング講座の受講生、(3) プロジェクト支援候補プロジェクト、(4) (5) プロジェクト支援団体が一堂に会し、実施者（団体）と区民やプロジェクトに関心のある人達とが出会い、つながれる機会を促進するためのプログラムです。

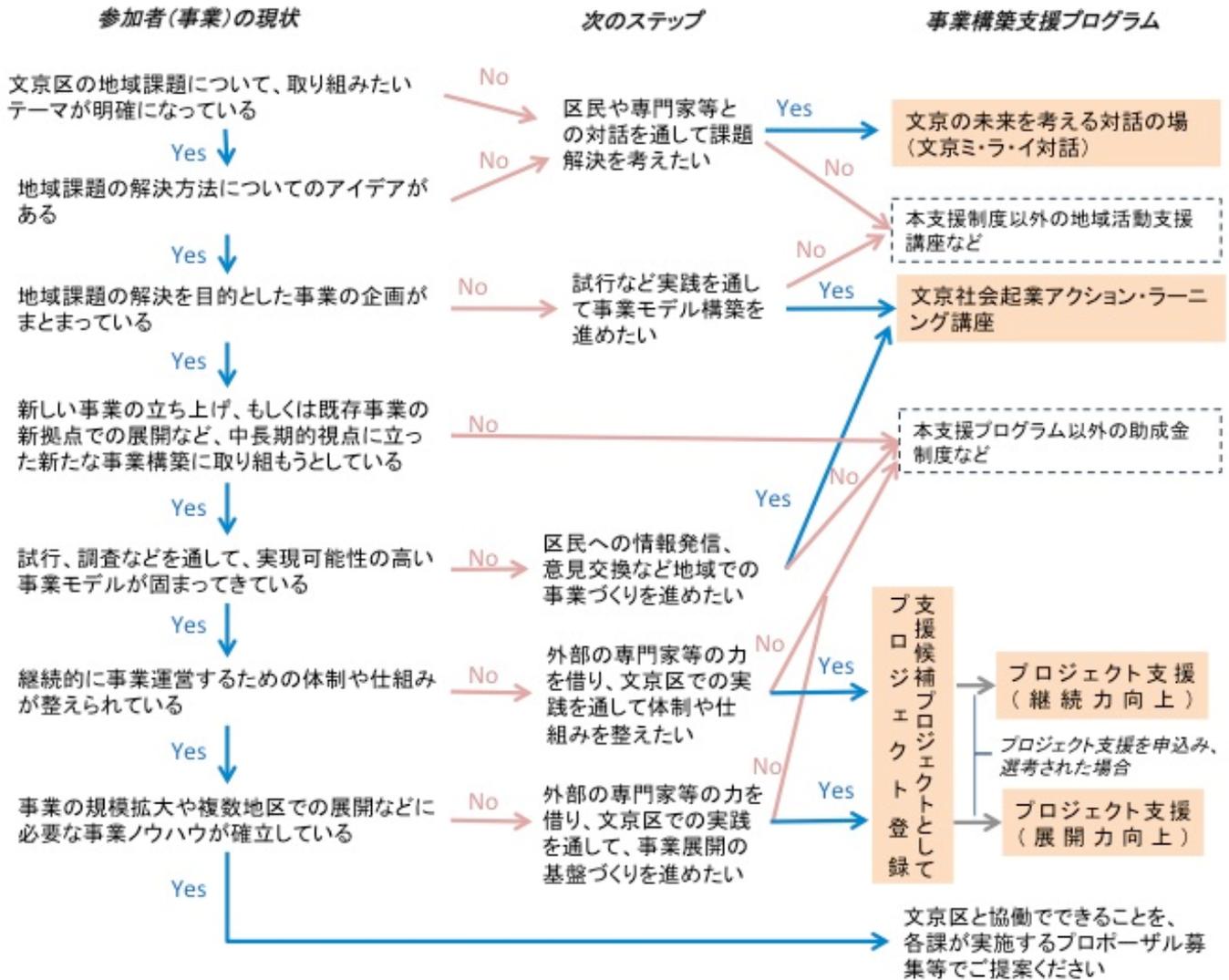
³ 担い手創出プロジェクト支援本部とは、文京区が新たな公共プロジェクト全体の進行管理、事業構築の支援等を行うために設置する会議体です。また、プロジェクト支援の対象となるプロジェクトの選考も本部が行います。本部は、識見者と区職員で構成しています。名簿等の詳細は http://www.city.bunkyo.lg.jp/sosiki_busyo_kumin_jigyuu_aratanakoukyouteigengo.html（文京区 HP ホーム＞組織・部署から探す＞区民課＞事業案内＞新たな公共プロジェクト）をご覧ください。

3. 事業構築プロセスと事業構築支援プログラムの対応

(1) 事業構築プロセスと事業構築支援プログラムの対応表



(2) Yes、No チャート



4. プロジェクト支援

(1) 概要

区では、文京区をフィールドに地域課題の解決を目指す新たな活動の事業構築を支援するため「プロジェクト支援」制度を設けています。

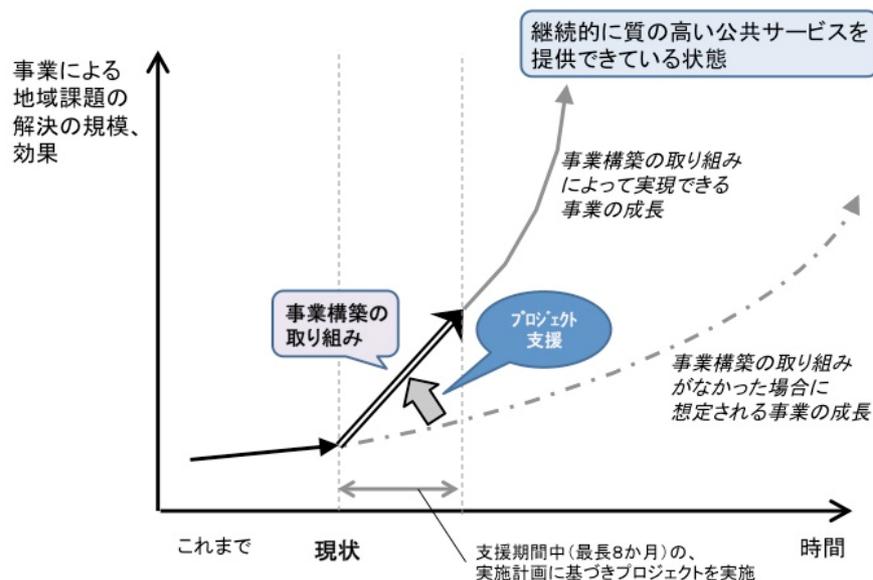
「プロジェクト支援」制度はプロジェクト支援候補として登録されたプロジェクトのうち、担い手創出プロジェクト支援本部の選考によって「文京区の地域課題解決への貢献が大きく、事業として自立的・継続的に展開していく可能性が高い」と判断されたプロジェクトに対して、専門家による助言や支援金の交付等により事業構築を総合的に支援する制度です。

(2) 支援の目的

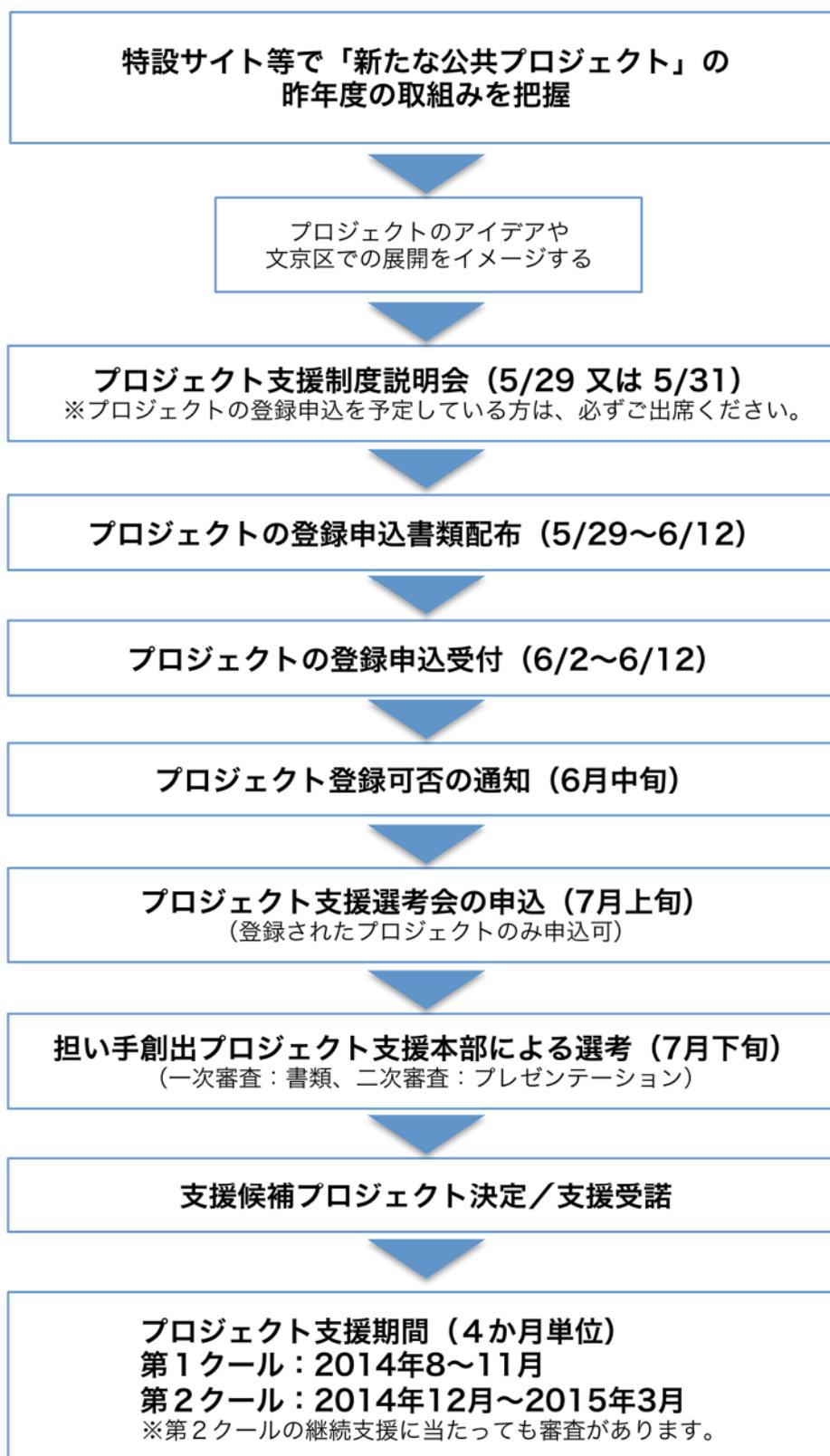
プロジェクト支援は、複雑かつ多様化する地域課題を解決し、継続的に質の高い公共サービスを提供できる担い手を創出することを目的に、事業構築をより効果的なものにするために行う支援です。プロジェクト支援によって事業の成長を加速させ、質も量も充実した公共サービスが提供できる状態にし、支援を行わなかった場合よりも早く課題解決に到達できるように、事業構築を総合的にサポートしていきます。

支援期間（最長8か月）の中では、実践の中でのキャパシティ・ビルディング（組織的な能力・基礎体力（キャパシティ）を形成・向上すること）に重点を置き、事業展開に必要な関係者（ステークホルダー）との関係づくりや、P D C Aサイクルによるマネジメント力向上、運営スタッフなど人材育成の仕組み化、運営の仕組み化などを行うため、プロジェクト実施者と事務局が協働し、専門家などの協力も得ながら事業構築に取り組んでいきます。

図 プロジェクト支援のイメージ



(3) 支援プロジェクト決定までの流れ



(4) プロジェクト登録

プロジェクト支援（継続力向上、展開力向上）の候補プロジェクトになるためには、まず、地域課題の解決プロジェクトを登録する必要があります。

登録されたプロジェクトは、プロジェクト支援を受けるための選考申込ができる他、特設サイトでの情報発信や、文京社会起業フェスタ等での公開プレゼンテーションなどの機会を利用することができ、区民や専門家などのステークホルダーとの関係構築につながる支援が受けられます。

なお、2013年度に登録されたプロジェクトであっても、2014年度のプロジェクト支援を受けるためには、改めて2014年度としての登録が必要となります。

① 登録対象となるプロジェクト

下記の要件を、全て満たすものが対象となります。

- 1) プロジェクトの実施主体は、公益活動をする団体（任意団体含む）であること※¹
- 2) 登録対象となるプロジェクトが他の助成金等の支援対象でないこと（申請中も含む）
※²
- 3) 文京区の地域課題の解決を目指していること※³
- 4) 文京区の現状、ニーズに応じた新しい活動であること※³、※⁴
- 5) 目指す地域の姿（ビジョン）が明確にあり、実現への道筋が構想されていること
- 6) 多様な区民や、地域コミュニティが事業に参加・協力できること
- 7) 継続的、自立的な運営を目指し、それを可能とする事業モデルがあること※⁵
- 8) 成果志向であり、事業の成果の評価、中長期の計画を明確にしていること
- 9) プロジェクト支援が受けられない場合であっても、プロジェクトの実現に向けた活動を3年以上継続することが予定されていること

※¹：非営利団体以外の場合は、プロジェクト支援期間中における支援対象のプロジェクトから生じる余剰金を原資とした利益配当を行わない団体に限ります。プロジェクト支援の選考申込を行う際は、団体の定款または規約、役員名簿、年間の予算決算書、事業計画書の提出が必要になります。

※²：助成金等とは、登録対象となるプロジェクト実施のための金銭的な支援全般を指します。

※³：活動エリアは、文京区が必須となりますが、区外の周辺地域を含めて活動を展開する事業も対象です。また、区外で行っている活動を文京区のニーズに応じてカスタマイズして行う事業や、他地域で活動している団体と連携して文京区版を立ち上げるものも対象です。

※4：既存の団体が、これまでやってきた事業を同じ内容、やり方で行うものは対象とはなりません。ただし、これまで単発的に行ってきた活動を通年で運営できるようにすることや、一つの地域で行ってきたものを複数地域に展開するといった新しいステージの事業構築に挑むプロジェクトは対象となります。

※5：単発的なイベント、単年度事業、継続事業であっても年に1度イベントを開催するだけといった事業は対象なりません。

② 登録対象となるプロジェクトのテーマ

2014年度の登録対象となるプロジェクトは、以下の2013年度の新たな公共プロジェクトの重点テーマに取り組むプロジェクトを基本としますが、それ以外でも申込は可能です。なお、重点テーマの該当の有無でプロジェクトの登録や支援選考の際に優劣をつけることはありません。

2013年度の重点テーマ

「家庭を支えるご近所力～家族構成の変化に対応するには」

単身世帯の増加など家族構成が変化している中で、子育て、教育、介護、健康、防犯、災害対策など身近な課題に対応するには、各家庭による自助だけでなく、ご近所による助け合いなども重要です。

単独の家庭では解決することが難しい課題を、「スープの冷めない距離」のご近所が、お互いの選択やプライバシーを尊重しながら、支え合える仕組みをつくりまします。

「スポーツから始まるコミュニティづくり」

地域のつながりの弱さが指摘されますが、人のつながりは、何かを一緒に行う、共に努力することから生まれることが多くあります。

子どもと大人、子ども同士、大人同士、家族と家族など、スポーツを通じて地域のつながりを生み出す仕組みをつくり、スポーツの担い手の拡充や、区民の健康増進にも貢献します。

「まちの資源を活かした地域ブランディング」

文京区は歴史あるまちで、エリア毎の特色や文化もあり、豊富な資源が揃っています。これらの資源を効果的に活用し、産業振興等まちの活性化に結び付けていくことも重要です。

そこで、地域の歴史、文化、資源を活かした事業や地域活動を生み出すことによって、まちの魅力と可能性を発信し、地域をブランド化します。

③ 登録の審査方法

以下の各チェック項目について、登録申込書類をもとに「記載できている」「記載で

きていない」の2段階で、担い手創出プロジェクト支援本部が審査します。すべての項目について、「記載できている」と評価された場合のみ、プロジェクト支援候補プロジェクトとして登録を行います。

【プロジェクト・アイデアのチェック項目】

- i 課題解決の目標の具体的な設定、目標実現への道筋が考えられている
- ii 区民や地域コミュニティ、専門家、支援者など多様なステークホルダーと事業を共につくろうとしている
- iii 地域課題の解決に向けて継続していく事業モデルが構想できている
- iv 生み出すべき成果や評価の仕組み、これからの展開イメージを持っている

【プロジェクト・実行力のチェック項目】

- i 事業実施や試行、調査などを通して、文京区の地域課題を理解し、現状やニーズを踏まえた課題解決となっている
- ii 地域課題解決に向けて必要な協力者のネットワークをつくっている
- iii 事業モデルの実現に必要なノウハウを準備できている
- iv 事業モデルに基づく3年後の事業規模が具体的に想定されている

④ 登録内容の更新及び登録申込の取下げ

- ・プロジェクトの登録申込受付期間中に申込内容を更新したい場合は、登録申込書類の全てを再度、提出することにより、提出書類を差し替えることができます。ただし、差し替えは1回のみとします。
- ・プロジェクトの登録申込受付期間終了後は、いかなる理由があっても内容の更新は受けません。
- ・プロジェクト申込をした後に、申込を取下げの場合は、書面で申し出を行ってください。

⑤ プロジェクトの公表

登録されたプロジェクトは、登録申込書類から情報を抜粋し、実施団体の確認を得たうえで、特設サイトに掲載します。なお、プロジェクトの特設サイトへの掲載は、2014年度中は詳細な事業紹介としますが、2015年度以降は簡易な紹介に変わります。

⑥ 登録の取消し

登録後に、登録内容の偽りや不正、または、登録要件（4.（4）①）を満たさなくなったことが判明した場合は、登録の取消しを行うことがあります。

⑦ 申込書類の入手方法と提出先

【書類入手方法】

プロジェクトの登録に必要な申込書類は、下記の特設サイトの書類配布期間中にダウンロードして入手してください。

書類配布期間 : 2014年5月29日（木）～6月12日（木）

ダウンロード先 URL : <http://bunkyo-sip.jp/?p=651>

【書類提出先】

申込書類の提出は、受付期間中に文京区区民部区民課宛ての下記のメールアドレス宛てにファイルを一式添付してお送りください。

<提出書類>

- ・プロジェクト登録申込書
- ・文京ソーシャルイノベーション・プロジェクト登録シート
- ・プロジェクト登録申込チェックシート

提出先 : 文京区区民部区民課協働推進担当 b-sip@city.bunkyo.lg.jp

受付期間 : 2014年6月2日（月）～6月12日（木） 必着

注1 : 提出書類にはパスワードを設定するなど、提出者自身でセキュリティ対策を講じてください。提出中の情報漏洩等の責任は一切負いませんのでご了承ください。

注2 : 事務局で書類を受け付けた旨の連絡は、提出日の翌開庁日までに、提出者のメールアドレス宛てに行います。このメールが届かない場合には、書類が届いていない可能性がありますので事務局宛てにご連絡ください。

注3 : 指定様式以外の書類の提出はできません。提出された場合でも、審査の対象とはなりませんので必要事項は指定様式にすべて記載してください。

(5) プロジェクト支援（継続力向上、展開力向上）

プロジェクト支援には、事業を継続的に運営していける体制や仕組みを構築するために、専門家による助言や支援金の交付等により総合的に支援する「継続力向上」支

援と、事業モデルを安定的に運営できている段階の事業が、事業規模の拡大や複数地域での展開が実施できるような運営の体制や仕組みを構築するために、専門家による助言や支援金の交付等により総合的に支援する「展開力向上」支援の2つがあります。

① 支援対象となるプロジェクト

下記の要件を、すべて満たすものが対象となります。

- 1) プロジェクト支援候補として登録されたプロジェクトであること
- 2) プロジェクト支援の選考に申込み、担い手創出プロジェクト支援本部により選考されたプロジェクトであること
- 3) 「プロジェクト支援の内容（4.（5）③）」に対応できること
- 4) 支援期間終了後も引き続き、支援プロジェクトの文京区内での活動が予定されていること

② 支援区分

	プロジェクト支援（継続力向上）	プロジェクト支援（展開力向上）
プロジェクトのステージ	社会課題解決の方法論、事業モデルが固まってきており、実践を始めている段階のプロジェクト	事業モデルによる地域課題解決の実現に必要なノウハウを確立できており、中長期的な事業計画を持っている段階のプロジェクト
支援目標	専門家等の助言を得て、「地域課題解決の事業化に必要な関係者(ステークホルダー)との関係づくり」「事業戦略」「運営体制を整えることで、単発的な取組みを継続的な活動とするための仕組み化と体制づくり」を進める	専門家等の助言を得て、「継続的に発展するための事業基盤の整備」「収益モデルの確立および多数展開に当たっての質の管理の仕組みづくり」「プロジェクトの担い手育成の仕組みづくり」の全て、またはいずれかを進める
支援期間終了時の達成イメージ（2クール目終了時）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続的発展に必要なステークホルダーとの関係性の構築 ・マーケティング戦略の確立 ・継続的に事業ができる運営体制、運営（オペレーション）手法の確立 ・事業継続に必要な資金獲得源の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大の事業計画の確立 ・運営マニュアル、新拠点展開手法、ITシステム、人材育成など事業基盤の確立 ・展開した事業を支える多様な資金獲得源の確保

※支援区分は、担い手創出プロジェクト支援本部が事業内容を見て決定するため、選考申込の際に団体が選択することはできません。

③ プロジェクト支援の内容

プロジェクト支援は、下記のプロセスによる事業構築を、プロジェクト実施者と事務局が協働して進めていきます。

1) 事業構築の実施プロセス

i プロジェクト支援キックオフ・ミーティング

- ・プロジェクト目標（中長期ならびに短期）とその実現プロセスの設定
- ・事業計画のブラッシュアップ（事業内容の強み・課題の指摘）
- ・アクション計画（活動内容の目標とスケジュールの設定）の作成

ii 定例ミーティング（1か月に1回程度のミーティングで事業進捗を確認）

iii ステークホルダー・ミーティングの企画・運営の支援

事業の開発・運営に関わるメンバー、顧客、資源提供者、区関係課職員、支援者などが一同に会して、事業の現状評価と今後のあり方について考える会議（ステークホルダー・ミーティング）を、プロジェクト実施者が開催するのを支援する。

iv メンター・ミーティングの企画・運営の支援

プロジェクトに関係する専門家等から事業に対するアドバイスを受ける会議（メンター・ミーティング）をプロジェクト実施者が開催することを支援する。ただし、1クール中に1回は、事務局主催のメンター・ミーティングを開催する。

2) 文京社会起業フェスタ等の事務局が主催するプログラムにおける公開プレゼンテーションの機会提供などによる、ステークホルダーの拡充支援

3) 支援金の交付

プロジェクト支援（継続力向上）は1クール（4か月）あたり20万円、プロジェクト支援（展開力向上）は1クールあたり100万円を限度として、支援金の交付を受けられます。

- ・2014年度の予算額は300万円です。支援金は予算の範囲内で交付しますので、プロジェクトの選考状況により、限度額まで交付できない場合があります。
- ・支援対象経費は、需用費、使用料及び賃借料、報償費、旅費、役務費、委託費、人件費（展開力向上のみ）で、用途等に制限があります。
- ・支援金は、キックオフ・ミーティング等を踏まえ、支援期間中の事業計画を作成し、担い手創出プロジェクト支援本部の承認を得た計画で申請していただきます。
- ・プロジェクト実施者は団体会計とは独立したプロジェクトのための出納帳を作成して記帳し、実績報告時には、支払等を証明する書類の提出が必要となります。

※支援の実施にあたっては、事務局との電子メールによるデータのやり取りなど、ITの活用を前提として行いますので、IT環境の整備が必須となります。

④ プロジェクト支援の期間

- ・プロジェクト支援の期間は4か月を1クールとし、最大2クール（8か月）までとします。
- ・原則、2クルールの支援を基本としますが、1クール終了時点の報告に基づく継続審査の結果によっては、1クールで支援を終了する場合があります。
- ・2014年度のプロジェクト支援の1クール目は2014年8月から11月までの4か月、2クール目は、12月から2015年3月までの4か月となります。
- ・プロジェクト支援期間終了後も、2016年度末まではプロジェクトの状況を、事務局に定期的に報告していただきます。

(6) プロジェクト支援の選考プロセス

- 1) プロジェクト支援候補プロジェクトとして登録され、「プロジェクト登録団体会議」の案内が送付される

↓

- 2) 「プロジェクト登録団体会議」への参加

プロジェクト支援制度の趣旨説明を改めて聞いたうえで、支援制度を利用するかについての検討を行う。また、登録されたプロジェクトの実現に向けた課題についての理解を深めたうえで、別途開催する「成長戦略策定ワークショップ」に参加する。

※プロジェクト支援の選考に申込みためには、「プロジェクト登録団体会議」への参加は必須となります。

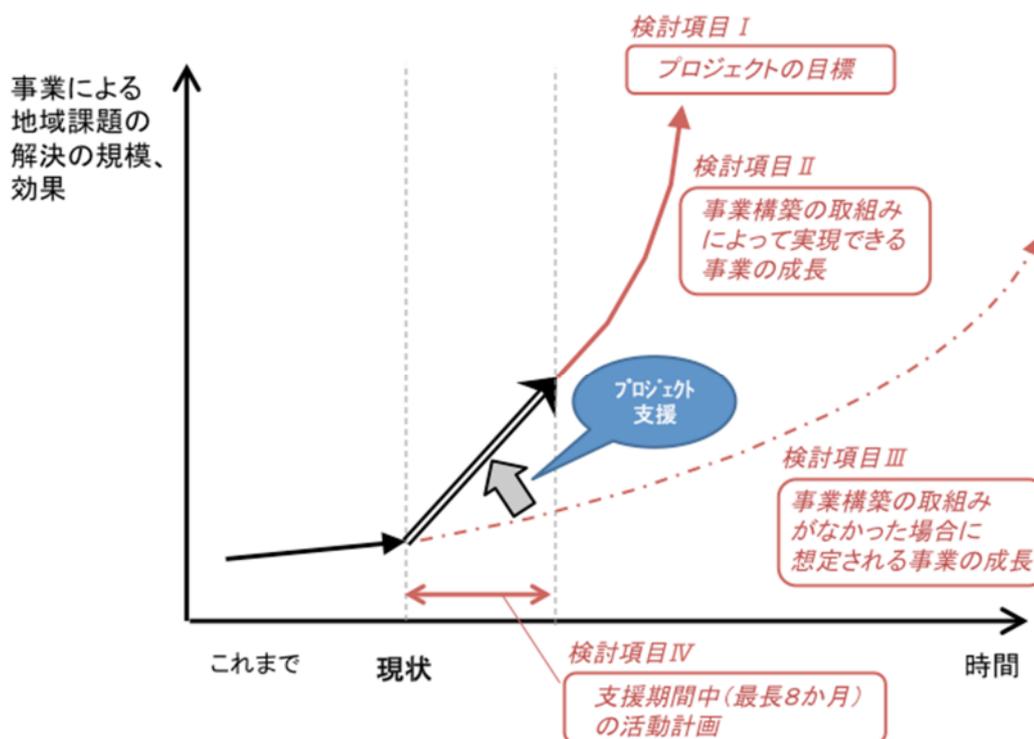
↓

- 3) 「成長戦略策定ワークショップ」への参加

登録されたプロジェクトの実現に向け、プロジェクト支援を受けられた場合と受けられなかった場合の両方を想定し、プロジェクトの具体的な目標設定と、目標を達成するための成長戦略、プロジェクト支援期間における具体的な活動計画を設定するためのワークを行う。

※プロジェクト支援の選考に申込みためには、「成長戦略策定ワークショップ」への参加は必須となります。

図 「成長戦略策定ワークショップ」における検討項目のイメージ



↓

4) プロジェクト支援の選考申込書類の提出

選考申込書類（プロジェクト登録団体会議で説明します。）をメールで事務局に提出する。

<提出書類>

- ・プロジェクト選考参加申込書
- ・団体規約等の書類※¹
- ・3年後のビジョンシート
- ・文京ソーシャルイノベーション・登録シート（内容を改訂する場合のみ）

※1：この時までには、団体の定款または規約、役員名簿、年間の予算決算書、事業計画書の書類が用意できない場合は、申込むことができません。

↓

5) 第1次選考（書類審査）

選考申込書類の内容をもとに、担い手創出プロジェクト支援本部の識見者委員が4つ以内でプロジェクトを選考します。第1次選考を通過したプロジェクトについては、第2次選考のプレゼンテーションに向けた PowerPoint 等の資料を提出していただきます。

↓

5) 第2次選考（プレゼンテーション及び質疑応答）

担い手創出プロジェクト支援本部における選考会におけるプレゼンテーション及び質疑応答に基づき、選考委員（本部員）の採点と合議により支援候補プロジェクトを決定する。

<第2次選考 選考評価項目>

- ・**精通度**： 応答に経験から得た知識や具体性がある
- ・**支援の効果度**： 新たな公共プロジェクトの支援スキームを、事業の発展に効果的に活用することが期待できる
- ・**成長性**： 今後の社会状況において、プロジェクトの成長が期待できる
- ・**協働の適性**： 協働相手として、区とのコミュニケーションが良好に行えることが期待できる
- ・**信頼性**： プレゼンテーション及び質疑全体を通し、リーダーがプロジェクトの実施に意欲的で、実施体制からも遂行に信頼がおける

↓

6) 選考結果の通知・支援受諾の意思表示

担い手創出プロジェクト支援本部における選考結果をお伝えします。選考結果と委員からのコメントをもとに、プロジェクト支援を利用するか否かを決め、事務局へ意思表示書を提出します。

↓

7) 支援の開始（支援受諾の場合）

(7) プロジェクト支援の詳細スケジュール（予定）

日時・期間	内 容
5月29日(木)19:00~21:00 5月31日(土)9:30~11:30	プロジェクト支援制度説明会
6月2日(月)~6月12日(木)	プロジェクトの登録申込受付期間
6月中旬	プロジェクト登録可否の通知、プロジェクト登録団体会議の案内
6月23日(月)19:00~21:00	プロジェクト登録団体会議 [登録団体は必須参加]
6月29日(日)13:30~16:30	成長戦略策定ワークショップ [登録団体は必須参加]
7月6日(日)	プロジェクト支援の選考申込書類の提出締切
7月中旬	第1次選考結果通知、第2次選考の案内
7月22日(火)正午	第2次選考用資料(プレゼンテーション資料)の提出締切
7月28日(月)午前	第2次選考
7月29日(火)頃	第2次選考結果の通知

(8) 2015年度のプロジェクト支援の選考予定

2015年度のプロジェクト支援の選考は、2015年7月頃の実施を予定しています。

5. 事業構築支援プログラムに関するQ & A

【プロジェクト登録について】

Q1 どのようなプロジェクトが登録対象となりますか？

区では、地域課題の解決を図る担い手を創出し、豊かな地域社会をつくることを目的に「新たな公共プロジェクト」を実施しています。このため、登録するプロジェクトには目的達成のために、自立的、継続的に公共サービスを提供するための事業スキームがあることが求められます。（詳細は、P7の「4.（4）①登録対象となるプロジェクト」をご覧ください）

Q2 既存の活動をプロジェクトとして登録することができますか？

既に活動をされている団体については、新規に事業展開する場合や、既存の活動をより活発化するために追加で事業展開するものが対象となります。したがって今までの活動を行うだけでは、対象となりません。登録するプロジェクトを実施することで、既存の活動の展開が飛躍的に広がる、またはゴールやミッションへの到達が早くなるといったことを目指し、そのための事業構築を行うことが必要です。

Q3 文京区に拠点（事務所）を置いていない団体でも登録できますか？

文京区をフィールドにプロジェクトに取り組む団体であれば、拠点が文京区になくとも登録できます。

Q4 なんとなくやりたいことがあるという段階でも登録できますか？

プロジェクト登録は、試行や調査を通じて実現性の高い事業モデルが固まってきているプロジェクトを対象にしています。そのため、P8の「4.（4）③登録の審査方法」のチェック項目がすべて明確になっていないプロジェクトは登録の対象とはなりません。まだ事業イメージが固まっていない方は、「文京ミ・ラ・イ対話」や「文京社会起業アクション・ラーニング講座」などに参加して、事業イメージをより具体化していくことをお勧めします。

Q5 プロジェクト支援が受けられなかった場合、プロジェクトの実現に向けた活動をしなくてもよいですか？

登録されたプロジェクトは、プロジェクト支援の有無にかかわらず、プロジェクトの実現に向けた活動をするのが、登録の要件となっています。

Q6 例年実施しているイベントはプロジェクトとして登録できますか？

毎年実施している場合でも単発のイベントは、登録対象とはなりません。イベント開催については、長期的な視点にたった事業モデル構築の一つの手段として開催することが必要となります。

例えば、子どものアート教育についてみると以下のような、可否が考えられます。

- ・子どものアート教育のためのワークショップを3回開催する
→ ×プロジェクト登録の対象外（単発事業であるため）
- ・文京区の学校とアート教育のワークショップとワークショップの担い手（ファシリテーター）育成プログラムを開発し、ファシリテーターを育成して全国に普及する
→ ○プロジェクト登録の対象
- ・区外の団体が自団体で開発した子どものアート教育のワークショップを文京区でも実施する
→ ×プロジェクト登録の対象外（文京区で継続的に展開する事業モデルがないため）
- ・区外の団体が、文京区での事業展開を担当するファシリテーターを育成し、アート教育のワークショップを文京区で継続的に実施する
→ ○プロジェクト登録の対象

Q7 個人事業主ですが、個人でも登録できますか？

プロジェクトを継続的に実施するためには、団体を構成する必要があると考えているため、個人のプロジェクトは登録することはできません。団体の形態は問いませんので、個人の場合には任意団体の立ち上げ等をご検討ください。

Q8 株式会社のプロジェクトも登録できますか？

プロジェクトが公益事業であれば、登録できます。ただし、非営利団体以外の場合は、プロジェクト支援期間中における支援対象のプロジェクトから生じる余剰金を原資とした利益配当を行わない団体に限ります。

Q9 2013年度にプロジェクトを登録しましたが、2014年度のプロジェクト支援候補となりますか？

2014年度のプロジェクト支援を受けるためには、改めてプロジェクトを登録する必要があります。現在の登録内容を現状に合うように改訂して再度登録申込をしてください。

Q10 重点テーマに該当していないプロジェクトでも登録できますか？ また、登録審査の際に重点テーマの方が優遇されることや、プロジェクト支援の選考の際に優遇されることはありますか？

2014年度の登録は、2013年度の重点テーマを基本に募集していますが、必ずしも重点テ

ーマに該当していなくても登録は行います。また、重点テーマの該当の有無で登録や支援選考の際に優劣をつけることはありません。むしろ、複雑かつ多様化する地域課題の解決に資することや、継続的に事業展開できる事業スキームとビジョンが明確であること、取り組み姿勢に信頼性があることが重視されます。

Q11 IT環境が整っていない場合、登録書類の入手などどのようにすればいいですか？

プロジェクト登録や支援に係る事務局との連絡等は原則としてメール等で行うため、プロジェクトを登録する前提として、パソコンやインターネットの使用等、IT環境を整えることは必須となります。書類は、特設サイトからのダウンロードで入手してください。万一、パソコン機器の一時的な不調などを理由に入手できない場合は事務局までご相談ください。

Q12 日常的にパソコンを使っていないため、操作スキルに不安があるのですが、どのようにすればいいですか？

Q11にも記載のとおり、IT環境を整えていただくことが前提となっていますので、団体の中で対応できるようにしてください。なお、プロジェクトのコアメンバーの方は最低限メール連絡が行える環境を整えてください。

Q13 登録されたプロジェクトが発展した場合、登録プロジェクトの内容を更新できますか？ また、2013年度に登録されたプロジェクトの内容を改訂して再登録された場合は、プロジェクト支援を申込みことはできますか？

プロジェクト登録の申込受付期間終了後は、いかなる理由があっても登録内容の更新はできません。プロジェクトの最新情報は団体のホームページ等のご案内をお願いします。また、2013年度に登録されたプロジェクトは、内容を最新のものに更新して、再度申込み登録された場合には、プロジェクト支援に申込みことができます。

Q14 プロジェクトの登録申込書類の書き方について、事務局にアドバイスをしてもらうことはできますか？

登録申込書類の事務的な書き方、各項目の意図していることなどについてのアドバイスはいたしますが、事業内容に踏み込んだコンサルティングなどは行いません。

なお、書き方等についての相談は「プロジェクト支援制度説明会」を開催しますので、こちらを活用してください。

Q15 登録されたプロジェクトの、特設サイトでの紹介を断ることはできますか？

新たな公共プロジェクトでは、広く区民に周知するため、積極的な情報発信に努めています。また、登録されたプロジェクトは、より豊かな地域社会をつくるためのヒントでも

あるため、登録された全プロジェクトは特設サイトで紹介させていただきます。ただし、事業モデルなど公開できない部分もありますので、公開内容については団体に確認をとった後に掲載します。

Q16 プロジェクトが登録された場合に、「新たな公共プロジェクトの登録プロジェクト」であることを、団体の広報活動等でPRすることはできますか？

登録プロジェクトは実施団体の主体的な活動であり、登録プロジェクトの目的や手段は、状況の変化により登録時から変更していきますので、登録プロジェクトであることを利用しての広報・PR活動は行えません。

Q17 文京区職員の身分のまま、プロジェクトの運営メンバーに参加していますが、この場合、プロジェクトの登録を申し込むことはできますか？

文京区職員が運営メンバーに参加しているプロジェクトは、法的な問題等があるため登録申込は受付しておりません。なお、文京区職員以外の公務員が運営メンバーに参加するプロジェクトについては、事務局にお問合わせください。

Q18 プロジェクト支援制度説明会に参加しなくてもプロジェクトの登録申込みはできますか？

登録の申込みは受付いたしますが、プロジェクト支援制度説明会では、「新たな公共プロジェクト」の全体像を説明したうえで、プロジェクト支援制度の主旨と内容、選考スケジュール等について説明します。また、プロジェクトの事業化ステージにあわせて、どの事業構築支援プログラムを利用すべきか検討する機会にもなりますので、プロジェクト支援制度の利用を予定している方は必ずご参加ください。

Q19 他の助成金を受けていますが、プロジェクトの登録を申し込むことはできますか？

該当するプロジェクトが、他の助成金等の支援を既に受けている（あるいは、申請している）場合、プロジェクトの登録を申し込むことはできません。ただし、既に受けている助成金等の支援の対象が、登録を申し込むプロジェクトとは別のプロジェクトである場合は、プロジェクトの登録を申し込むことができます。

【プロジェクト支援について】

Q1 支援区分（「継続力向上支援」「展開力向上支援」）は申込時に選ぶことができますか？

支援区分については、それぞれの対象となるプロジェクトの事業化ステージが異なります。「継続力向上支援」は、「事業アイデアに基づく試行などの実践を通して、地域課題解決の方法論、事業モデルが固まってきている段階」のステージを対象としているのに対し、「展開力向上支援」は、

より事業化ステージが高く「事業の実践を通して、事業モデルを安定的に運営できており、次の事業展開として、事業規模の拡大や、複数地域への展開といった中長期的な事業計画をもっている段階」のステージで、事業構築支援によって大幅な顧客の拡大が期待されるケースを想定しています。

これらのステージの判断については、担い手創出プロジェクト支援本部の選考委員による合議で決定するため、団体が支援区分を選ぶことはできません。ただし、支援区分が意に沿わない場合は、支援を辞退することができます。

Q 2 2クール目の継続支援の判断基準は何ですか？

1 クール目の開始時点で、事務局及び区関係課とのミーティングを開催し、支援期間中の事業計画を作成して、1 クール目の目標を定めます。

2 クール目の継続支援については、担い手創出プロジェクト支援本部が、この目標への到達度や到達のための姿勢を確認して総合的に判断します。例え、目的に到達しなくても、取組姿勢などから継続することで、次回に成果を生み出す可能性があるると判断された場合には、継続支援の対象となります。

到達のための姿勢については、定期的な連絡（週報、定例ミーティング）、ステークホルダー・ミーティング、メンター・ミーティングの開催状況や区民の参加状況などにより判断されます。

Q 3 支援金は、団体本体の活動に使うことができますか？

支援金の利用は、支援期間中に定めたプロジェクトの事業計画に基づく事業に限定しており、他の目的での利用はできません。また、支援対象となる経費は、需用費、使用料及び賃借料、報償費、旅費、役務比、委託費、人件費（展開力向上のみ）です。なお、支援金は、団体会計とは独立した出納帳を作成して記帳し、支払いを証する書類の保管が義務付けられます。

Q 4 支援金以外にもサポートはありますか？

プロジェクト支援では、支援金を提供することだけが「支援」とは考えていません。対象となったプロジェクトの実現をサポートし、支援期間終了後も、その事業が自立的・継続的に展開ができる状態にすることを目指しています。

そのため、事業計画づくりなど計画初期の段階から、プロジェクト実施者と進捗管理のための連絡を密にとりながらサポートしていきます。また、事業関係者の集うステークホルダー・ミーティングの開催支援や、事業の状況にマッチするメンターからのアドバイス、情報発信のサポートなど各種支援を行います。詳細は、(P11の「4. (5) ③プロジェクト支援の内容」をご覧ください。)

Q 5 支援期間中、ステークホルダー・ミーティングなど事業関係者の集まる会議を行わ

ないことは可能ですか？

プロジェクト支援は事業構築を目的としており、支援金の交付と事業構築のためのミーティングなどはセットで取組んでいきます。ステークホルダー・ミーティングは、どのような事業ステージでも事業構築を行ううえで不可欠だと考えています。ただし、どのような目的で、どのような人に参加いただくか、どう会議運営するかなどは、事業構築をするうえで重要となりますので、事務局と相談しながら進めていくことになります。

Q6 既に、文京区外で実施している事業スキームを文京区で展開する場合にも支援対象となりますか？

支援対象となります。ただし、区外に拠点を置き、事業の利用者、参加者が文京区民であるだけでは対象となりません。区外での事業を、文京区民のニーズ、地域の状況に応じてカスタマイズし、「文京区仕様」の新しい事業に取り組むことが必要です。また、その事業が単年度や単発のものに終わるのではなく、文京区で根付くための仕組みづくりや拠点づくりをすることが必要となります。

Q7 プロジェクトの登録後に、「プロジェクト登録団体会議」への参加が必須となっていますが、どうしても参加できない場合にはどうすればいいですか？

プロジェクト登録団体会議では、プロジェクト支援の主旨と内容に特化して、より詳細な説明をします。また、プロジェクト支援の選考申込や書類の書き方などをアドバイスします。プロジェクト支援の目的などを十分に理解していただくためにも、必須参加としていますので、参加いただけない場合は、プロジェクト支援の選考申込はできません。

Q8 プロジェクトの成長プロセスをある程度設定しているのですが、「成長戦略策定ワークショップ」への参加は必須ですか？

プロジェクト支援はプロジェクトの成長を加速させることを目的としているため、既に設定されている成長プロセスが、プロジェクト支援によってどのように成長を加速させていくのか（早期に成果が出せるか）が求められます。成長戦略策定ワークショップでは、地域課題解決ビジョンを実現するための具体的な目標を設定し、プロジェクト支援を受けた場合と、プロジェクト支援がなかった場合の両方における、事業の成長戦略を具体的に設定していきますので、プロジェクトの成長プロセスをブラッシュアップしていく機会にもなります。プロジェクト支援の目的などを十分に理解していただき、支援期間における活動の成果を具体的にイメージしていただくためにも、成長戦略策定ワークショップは必須参加としていますので、参加いただけない場合は、プロジェクト支援の選考申込はできません。

Q9 プロジェクト支援の選考はどのように行われますか？ また選考基準の公開などはありますか？

プロジェクト支援の選考は、担い手創出プロジェクト支援本部による「第1次選考」と「第2次選考」があります。

第1次選考は、プロジェクトの登録時に審査する以下4項目に加え、

- 地域課題を解決するという目的や目標をもっている
- 多様な地域のコミュニティや住民の課題解決への参加を促している
- 継続的な仕組み（事業モデル）を持っている
- 成果を達成するために、評価や中長期的な展開を重視している

「ビジョン評価」として、「成長戦略策定ワークショップ」を踏まえて作成し、選考書類として提出していただくワークシートから以下2項目を加え、

- 3年後の到達イメージが明確である
- 3年後の到達目標へ向けてのプロセスが明確である

担い手創出プロジェクト支援本部の識見者委員により、第2次選考に進む4つのプロジェクトが選考されます。

また、第2次選考は、既存の提出書類に加え、選考委員へのプレゼンテーション及び質疑応答が審査対象となります。

第2次の選考評価項目は以下の通りです。

- 精通度： 応答に経験から得た知識や具体性がある
- 支援の効果度： 新たな公共プロジェクトの支援スキームを、事業の発展に効果的に活用することが期待できる
- 成長性： 今後の社会状況において、プロジェクトプロジェクトの成長が期待できる
- 協働の適性： 協働相手として、区とのコミュニケーションが良好に行えることが期待できる
- 信頼性： プレゼンテーション及び質疑全体を通し、リーダーがプロジェクトの実施に意欲的で、実施体制からも遂行に信頼がおける

なお、プレゼンテーション及び質疑応答については、一般に公開されますが、審査・選考プロセスについては非公開としています。

Q10 プロジェクト実施者の病気、災害、事故等により、やむを得ずプロジェクトを中断しなければならない場合にはどのようにすればいいですか？ また、参加者に損害を与えた場合の対応はどのようになりますか？

プロジェクト支援開始後、何等かの理由でプロジェクトが実施できなくなった場合は、速やかに事務局に連絡してください。プロジェクト実施者と協議のうえ、その後の対応を

検討します。

なお、プロジェクトについては、あくまでも団体が実施者となります。プロジェクト実施のサービスに起因して第三者に損害を与えた場合には、実施者が法に基づき負担する責任が生じますので、保険に加入するなど適切な対策をとって実施してください。

Q11 プロジェクト支援が決定した場合に、新たな公共プロジェクトの支援プロジェクトであることをプロジェクト実施者が広報・PRすることはできますか？

支援期間中に限り、事務局が指定する文面を記載することで、広報・PR活動に利用していただくことは可能です。ただし、プロジェクト支援期間終了後は、他の登録されたプロジェクトと同様に、プロジェクトの内容が状況により変更していきますので、プロジェクト支援を受けたことを記載しての広報・PR活動を行うことはできません。

参考：「文京区新たな公共プロジェクト」2014年度年間カレンダー（予定）

月日		内 容
5月	29日(木)	プロジェクト支援制度説明会
	29日(土)～6月12日(木)	プロジェクトの登録申込書類配布期間
	31日(土)	プロジェクト支援制度説明会
6月	2日(月)～12日(木)	プロジェクト登録申込受付期間
	中旬	プロジェクト登録可否の通知、プロジェクト登録団体会議の案内
	23日(月)	プロジェクト登録団体会議
	29日(日)	成長戦略策定ワークショップ
7月	6日(日)	プロジェクト支援の選考申込書類の提出締切
	中旬	第1次選考結果通知、第2次選考の案内
	22(火)	第2次選考用資料(プレゼンテーション資料)の提出締切
	28日(月)	第2次選考
	29日(火)頃	第2次選考結果通知、支援受諾確認
8月	1日(金)	プロジェクト支援開始
9月	7日(日)	文京区 NPO 活動 PR フェア
	28日(日)	文京ミ・ラ・イ対話 (第1セッション)
10月	1日(水)	文京ミ・ラ・イ対話 (第1セッション)
	23日(木)	文京社会起業アクション・ラーニング講座①
11月	6日(木)	文京社会起業アクション・ラーニング講座②
	20日(木)	文京社会起業アクション・ラーニング講座③
	30日(日)	文京ミ・ラ・イ対話 (第2セッション)
	下旬	プロジェクト支援選考(継続審査)
12月	3日(水)	文京ミ・ラ・イ対話 (第2セッション)
	4日(木)	文京社会起業アクション・ラーニング講座④
	11日(木)	文京社会起業アクション・ラーニング講座⑤
	14日(日)	文京社会起業アクション・ラーニング講座⑥
1月	8日(木)	文京社会起業アクション・ラーニング講座⑦
	15日(木)	文京社会起業アクション・ラーニング講座⑧
	22日(木)	文京社会起業アクション・ラーニング講座⑨
2月	11日(水・祝)	文京社会起業フェスタ2015
3月	5日(木)	文京社会起業アクション・ラーニング講座⑩
	下旬	プロジェクト支援選考(終了審査)

本資料について、ご不明な点は、お気軽に
事務局までお問い合わせください。
お問い合わせは、なるべくメール(b-sip@city.bunkyo.lg.jp)
でお願いします

【お問い合わせ先】

新たな公共プロジェクトは、文京区と株式会社エンパブリック
が協働して企画、運営しています。

文京区新たな公共プロジェクト事務局

mail b-sip@city.bunkyo.lg.jp

◇株式会社エンパブリック

tel : 03-6303-3195 fax : 03-5204-8582

(文京区弥生 2-12-3)

◇文京区区民部区民課

tel : 03-5803-1167 fax : 03-5803-1340

(文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター12F)

特設サイト <http://bunkyo-sip.jp/>

「新たな公共プロジェクト」で検索